

○厚生労働省令第三百三十九号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第四百十五号）第四十四条第一項及び第二項の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年八月十五日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令
医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号）の一部を次のように改正する。

別表第三毒薬の部生物学的製剤及び抗菌性物質製剤の項第七号の三中「二〇mg」を「三〇mg」に改める。

別表第三劇薬の部生物学的製剤及び抗菌性物質製剤の項第十一号の八中「二〇mg」を「三〇mg」に改める。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。